



国四整河計第20号  
平成23年8月23日

高知県知事殿

四国地方整備局長



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）  
対策案等に対する意見聴取について

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところであります。

この度、国土交通省四国地方整備局において、複数の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）対策案について概略検討を行ったことから、実施要領細目第4. 1. (2). ④. i)に基づき、貴殿のご意見を求めますので、添付資料に基づき回答頂けますようお願いいたします。

また、複数の治水・利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）対策案において、既設中筋川ダムの利水容量（工業用水・水道用水・かんがい用水）の容量再編（買取り）又はダム使用権の振替を対象として検討しております。

つきましては、貴殿が中筋川ダムに確保されています工業用水・かんがい用水における利水容量について、容量再編（買取り）又はダム使用権の振替への同意の可能性の有無についてもお伺いします。また、同意の可能性有りの場合には、可能水量等の諸条件についても併せてお伺いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省四国地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添1)

1. ご意見を伺う利水対策案

1) 新規利水対策案  
(別添3)資料参照

2) 流水の正常な機能の維持対策案  
(別添3)資料参照

※(別添3)(別添5)は、横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第3回幹事会配布資料と同じです。

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. ご回答期限

平成23年9月22日(木)

※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

4. 提出先

国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課  
横瀬川ダム建設事業の検証事務局  
〒760-8554 高松市サンポート3番33号

5. 問い合わせ先

河川計画課長 あだち 足立 ふみはる 文玄 (内線3611)

建設専門官 いけぞえ 池添 よしきよ 好巨 (内線3614)  
電話 087-851-8061

(別添2)

【 意見提出様式 】

横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)  
対策案等に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先(TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
1) 新規利水対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	
2) 流水の正常な機 能の維持の対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	

(別添4)

【 提出様式 】

中筋川ダム利水容量についての容量再編（買取り）又はダム使用権の振替への同意の可能性の有無について（確認）

団 体 名		
担 当 者 名		
連絡先 (TEL)		
項 目		確 認
工業用水	1) 工業用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意の可能性の有無	
	2) 工業用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意有りの場合の可能水量等	可能水量 : $m^3$ 条件等 :
かんがい用水	1) かんがい用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意の可能性の有無	
	2) かんがい用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意有りの場合の可能水量等	可能水量 : $m^3$ 条件等 :



23高河川第293号

平成23年9月19日

四国地方整備局長 様

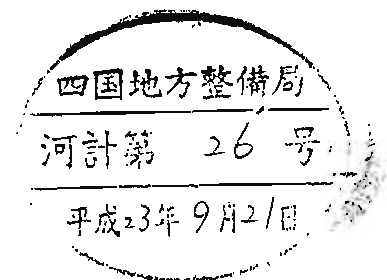
高知県知事



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）

対策案に対する意見聴取について（回答）

平成23年8月23日付け国四整河計第20号で意見照会がありました標記の件につきまして、別添2及び別添4のとおり回答いたします。



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）  
対策案等に対するご意見

団 体 名	高知県
担 当 者 名	
連 絡 先 (TEL)	088-823-9838
ご意見の項目	ご 意 見
<p>1) 新規利水対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。</p>	<p>【対策案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム使用権等の振替案</li> <li>・地下水取水+ダム使用権等の振替案</li> </ul> <p>【意見】</p> <p>○近傍ダムである中筋川ダムのダム使用権等の振替を伴う対策案については、関係する利水者から同意を得ることは困難であるため、実現性は低いと考えます。 (別添4参照)</p>
<p>2) 流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。</p>	<p>【対策案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム使用権等の振替+既設ダム活用（かさ上げ）案</li> <li>・ダム使用権等の振替+河道外貯留施設案</li> </ul> <p>【意見】</p> <p>○近傍ダムである中筋川ダムのダム使用権等の振替を伴う対策案については、関係する利水者から同意を得ることは困難であるため、実現性は低いと考えます。 (別添4参照)</p>

中筋川ダム利水容量についての容量再編（買取り）又はダム使用权の振替への同意の可能性の有無について（確認）

団	体	名	高知県
担	当	者	名
連	絡	先	(TEL) 088-823-9838
項			目
			確
			認
工業用水	1)	工業用水の容量再編（買取り）又はダム使用权の振替えへの同意の可能性の有無	無 (高知県として、将来の工業用水の水源として確保するため。)
	2)	工業用水の容量再編（買取り）又はダム使用权の振替えへの同意有りの場合の可能水量等	取水量： $m^3$ 条件等：
かんがい用水	1)	かんがい用水の容量再編（買取り）又はダム使用权の振替えへの同意の可能性の有無	無 (今後の農業情勢次第ではあるが、新たに水源を確保することは困難であり、将来の有効利用に向けてかんがい用水の水源として確保する。)
	2)	かんがい用水の容量再編（買取り）又はダム使用权の振替えへの同意有りの場合の可能水量等	取水量： $m^3$ 条件等：



国四整河計第20号  
平成23年8月23日

宿毛市長殿

四国地方整備局長



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）  
対策案等に対する意見聴取について

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

この度、国土交通省四国地方整備局において、複数の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）対策案について概略検討を行ったことから、実施要領細目第4. 1. (2). ④. i)に基づき、貴殿のご意見を求めますので、添付資料に基づき回答頂けますようお願いいたします。

また、複数の治水・利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）対策案において、既設中筋川ダムの利水容量（工業用水・水道用水・かんがい用水）の容量再編（買取り）又はダム使用権の振替を対象として検討しております。

つきましては、貴殿が中筋川ダムに確保されています水道用水における利水容量について、容量再編（買取り）又はダム使用権の振替への同意の可能性の有無についてもお伺いします。また、同意の可能性有りの場合には、可能水量等の諸条件についても併せてお伺いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省四国地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。



(別添1)

1. ご意見を伺う利水対策案

1) 新規利水対策案  
(別添3) 資料参照

2) 流水の正常な機能の維持対策案  
(別添3) 資料参照

※(別添3)(別添5)は、横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第3回幹事会配布資料と同じです。

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. ご回答期限

平成23年9月22日(木)

※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

4. 提出先

国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課  
横瀬川ダム建設事業の検証事務局  
〒760-8554 高松市サンポート3番33号

5. 問い合わせ先

河川計画課長 あだち 足立 ふみはる 文玄 (内線3611)

建設専門官 いけぞえ 池添 よしきよ 好巨 (内線3614)  
電話 087-851-8061

(別添2)

【意見提出様式】

横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)  
対策案等に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先(TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
1) 新規利水対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	
2) 流水の正常な機 能の維持の対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	

(別添4)

【 提出様式 】

中筋川ダム利水容量についての容量再編（買取り）又はダム使用権の振替への同意の可能性の有無について（確認）

団 体 名		
担 当 者 名		
連絡先 (TEL)		
項 目		確 認
水道用水	1) 水道用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意の可能性の有無	
	2) 水道用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意有りの場合の可能水量等	可能水量： $m^3$ 条件等：

宿 建 第 3 1 5 号

平成 23 年 9 月 12 日

四国地方整備局長 様

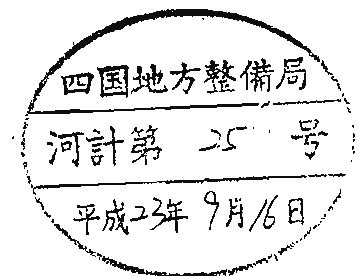
宿毛市長



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）

対策案等に対する意見聴取について

平成 23 年 8 月 23 日付け国四整河計第 2 0 号で依頼のあったうえのことについて、別紙のとおり回答します。



横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)  
対策案等に対するご意見

団 体 名	稲毛市
担 当 者 名	
連絡先(TEL)	0880-63-1120
ご意見の項目	ご 意 見
<p>1) 新規利水対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。</p>	<p>0-① 横瀬川ダム案 資金度(目標)、コスト・実現性を考慮すると横瀬川ダムの建設は良い案がありません。 地元住民はダム建設を待望しているため、横瀬川ダムの早期完成に向けて事業の推進をお願いたします。</p>
<p>2) 流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。</p>	<p>0-① 横瀬川ダム案 資金度(目標)、コスト・実現性を考慮すると横瀬川ダムの建設は良い案がありません。 当地域は渇水時に深刻な水不足に悩まされてきたが、中筋川ダム完成後はその利水補給により安定供給を受けています。同様に横瀬川流域においても安定的な利水量確保が望めます。 地元住民はダム建設を待望しているため、横瀬川ダムの早期完成に向けて事業の推進をお願いたします。</p>

(別添4)

【提出様式】

中筋川ダム利水容量についての容量再編（買取り）又はダム使用権の振替への同意の可能性の有無について（確認）

団 体 名		宿毛市	
担 当 者 名		[REDACTED]	
連絡先 (TEL)		0880-63-1111	
項 目		確 認	
水道用水	1) 水道用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替への同意の可能性の有無	無 ✓	
	2) 水道用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替への同意有りの場合の可能水量等	可能水量 :	m <sup>3</sup>
		条件等 :	



国四整河計第20号  
平成23年8月23日

四万十市長殿

四国地方整備局長



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）  
対策案等に対する意見聴取について

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところで

この度、国土交通省四国地方整備局において、複数の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）対策案について概略検討を行ったことから、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、貴殿のご意見を求めますので、添付資料に基づき回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省四国地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添1)

1. ご意見を伺う利水対策案

1) 新規利水対策案

(別添3) 資料参照

2) 流水の正常な機能の維持対策案

(別添3) 資料参照

※(別添3)は、横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第3回幹事会配布資料と同じです。

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. ご回答期限

平成23年9月22日(木)

※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

4. 提出先

国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課

横瀬川ダム建設事業の検証事務局

〒760-8554 高松市サンポート3番33号

5. 問い合わせ先

河川計画課長 あだち 足立 ふみはる 文玄 (内線3611)

建設専門官 いけぞえ 池添 よしきよ 好巨 (内線3614)

電話 087-851-8061



(別添2)

【意見提出様式】

横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)  
対策案等に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先(TEL)	
ご意見の項目	ご 意 見
1) 新規利水対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	
2) 流水の正常な機 能の維持の対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	

23 四 建 第 119 号  
平成 23 年 9 月 9 日

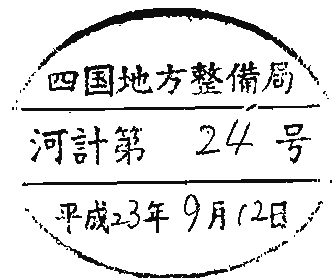
国土交通省四国地方整備局長  
川 崎 正 彦 様

四万十市長 田 中 全



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）  
対策案等に対する意見について（回答）

日頃より四万十市行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。  
平成 23 年 8 月 23 日付け、国四整河計第 20 号でご依頼のありました上記の件  
について、別添より回答いたします。  
内容をご確認いただき、一日も早いダム事業の再着手を何卒よろしくお願  
い申し上げます。



横瀬川ダム建設事業の利水（新規利水及び流水の正常な機能の維持）  
対策案等に対するご意見

団 体 名	四万十市役所
担 当 者 名	
連絡先（TEL）	0880-34-6127
ご意見の項目	ご 意 見
<p>1)新規利水対策案について （対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。） ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。</p>	<p>[横瀬川ダム案]</p> <p>本市は、横瀬川ダム利水参画に基づき、平成7年3月に西部統合簡易水道事業の認可を得て以来、中筋川流域住民の安定且つ安心・安全な給水を実現するため今日まで整備を進めてまいりました。しかし、当検証において計画水源である横瀬川ダムが一時中止されたことに大変不安に感じているほか、仮にダム中止ともなれば今後の水道計画が成り立たないばかりか、これまで整備した施設そのものが無駄な投資となってしまう恐れがあります。</p> <p>3月11日に発生した東日本大震災を受け、ライフラインの確保の重要性を再認識した今日、今後起こりうる東南海・南海地震に備え災害に強い水道を早急に確立しなければなりません。</p> <p>これらを実現するためには、横瀬川ダムによる利水が不可欠であり、その他工期、コストにおいて不確定な利水案は論外と考えます。</p> <p>以上をご賢察頂き、一日も早いダム事業の再着手、早期完成をお願いいたします。</p>
<p>2)流水の正常な機能の維持の対策案について （対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。） ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。</p>	<p>[横瀬川ダム案]</p> <p>当流域は、中筋川の氾濫によりこれまで幾度となく農業被害が発生するほか、平成7年、平成23年など洪水期には河川が干上がり農作業への弊害がみられるなど様々な問題に悩まされています。</p> <p>これらを解消するためには治水面はもちろん、水の容量確保並びに維持管理において、より効果の期待できる横瀬川ダム案が妥当であり、他の対策案は工期、コストで不確定な上、地元からも受け入れられないものと考えます。</p> <p>以上をご賢察頂き、一日も早いダム事業の再着手、早期完成をお願いいたします。</p>